

令和7年6月24日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康 至  
(公印省略)

「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業  
(令和6年度老人保健健康増進等事業)」の報告書及び手引きについて (情報提供)

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、厚生労働省「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業(令和6年度老人保健健康増進等事業)」(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)において、実態把握調査に基づき、「介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の検討・作成及び見直しの手引き」が作成されたことをお知らせするものです。

具体的には、令和6年度介護報酬改定で、介護老人福祉施設をはじめとする高齢者施設等において、在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、入所者の病状が急変した場合等において、次の①～③を満たす協力医療機関を定めること(経過措置3年)、介護老人福祉施設においては緊急時の対応方法についても1年に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行うことの義務化に対応した解説がなされております。

- ①医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
  - ②診療を行う体制を常時確保していること
  - ③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること
- 詳細は下記サイトをご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業  
(令和6年度老人保健健康増進等事業)」の報告書

○ 報告書本体

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/04/koukai\\_250425\\_08.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/04/koukai_250425_08.pdf)

○ 「介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の検討・作成及び見直しの手引き」

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/04/koukai\\_250425\\_09.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/04/koukai_250425_09.pdf)

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol.1393

「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業(令和6年度老人保健健康増進等事業)」の報告書及び手引きについて (情報提供) (令7.6.13 厚生労働省老健局高齢者支援課 事務連絡)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課 吉田・松岡  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737